

# 平成21年度第3回理事会議事録

平成22年1月8日(金)

(財)武蔵野市福祉公社

平成 21 年度 第 3 回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成 22 年 1 月 8 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 20 分まで
2. 場 所 武蔵野市吉祥寺本町四丁目 10 番 10 号 大東京信用組合ビル 5 階  
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
3. 理事の現在数 6 名 (定足数 4 名)
4. 出席者 理事長(議長) 会田 恒司 理 事 安達 高之  
理 事 大野壽三枝 理 事 加瀬 裕子  
理 事 安藤 真洋 理 事 河 中 款  
監 事 安 田 大 監 事 五十嵐利光
5. 議事日程 日程第 1. 議事録署名人の選出  
日程第 2. 議案第 5 号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する  
規程  
日程第 3. 議案第 6 号 平成 21 年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算(第 1  
回)  
日程第 4. 議案第 7 号 財団法人武蔵野市福祉公社機能回復訓練事業在宅訪問ケア  
実施規則を廃止する規則  
日程第 5. 議案第 8 号 財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則の  
一部を改正する規則  
日程第 6. 議案第 9 号 財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業実施規則の一部を  
改正する規則  
日程第 7. 議案第 10 号 財団法人武蔵野市福祉公社成年後見事業実施規則  
日程第 8. 報告事項 福祉公社事務所移転の方針について  
公益法人制度改革移行手続の日程について  
日程第 9. 協議事項 「寄附行為第 29 条『諸規定』の範囲について」の取扱いについ  
て

6. 議事内容

開会:午後 2 時 00 分

事務局長より総務課管理係長の退職についての報告があり、理事長よりあいさつがあった後、事務局長より寄附行為第 25 条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記議事について逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数 6 名、出席理事 6 名で、寄附行為第 26 条による定足数を満たし理事会が成

立したことを報告した。

[議事の経過の概要及び議決の結果]

第1. 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には加瀬理事と安藤理事を選出、全員一致でこれを承認した。

第2. 議案第5号「財団法人武蔵野市福祉公職員給与規程の一部を改正する規程」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・安達理事：(1)今後は、議案に提案理由を付記してもらいたい。(2)給料表の2級以上はすべてダウンしているが、1級だけアップしている部分がある理由は、
- ・河中事務局長：2について、アップしている部分は、昨年まで東京都の表よりも低く抑えていたため。
- ・会田理事長：1について、今後は提案理由を付記すること。また、議案にはすべてページ番号を振ること。
- ・安達理事：地域手当率が18%にアップするから、その分、本俸が下がると考えているが、給料表にはどう反映されているのか。
- ・河中事務局長：地域手当のことは、給料表には特に考慮されていない。
- ・会田理事長：東京都の地域手当率は18%だが、武蔵野市のあるエリアは国が15%と定めているので、市は15%にしており、福祉公社も同じにしている。本俸については、福祉公社は平均年齢が高いため、平均では東京都よりも下げ幅が少し大きい1.28%になっている。
- ・加瀬理事：東京都の給与表に準じるのではなく、給与水準を公務員より良くして良い人材を集め、収益を上げていくという方向もあるのではないか。
- ・河中事務局長：今後、研究したい。
- ・会田理事長：東京都の給与表や人事委員会の勧告は、調査を基に一定の統計処理を行うなど根拠のあるものなので、これに従うのは合理的な理由があるといえる。また、民間水準に合わせる場合も、ほかの民間企業とのバランスは必要であり、結果的には東京都の給与表などのレベルを選択することになる。
- ・大野理事：給与の引き下げという労働条件の変更にあたり、どういう手続きを行っているか。
- ・藤井課長：福祉公社には労働組合がないので、職員の代表に内容を提示し、協定書を結んでいる。
- ・大野理事：給与引き下げの趣旨は、職員に周知されているか。
- ・河中事務局長：福祉公社の給与が東京都の給与表に準拠することは、職員に伝えている。
- ・会田理事長：職員及び職員の代表に説明をしたうえで、協定を結んでいる。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第2 議案第5号「財団法人武蔵野市福祉公職員給与規程の一部を改正する規程」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第3. 議案第6号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算(第1回)」について、配布資料に基づき事務局長及び総務課長が説明をし、その後質疑に入ったが、特に質問等はなく、理事長より日程第3 議案第6号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算(第1回)」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第4. 議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社機能回復訓練事業在宅訪問ケア実施規則を廃止する規則」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・安達理事:実績がないので廃止するという事は理解できるが、関係機関へは説明しているか。
- ・服部課長:介護保険実施に伴い休眠状態で利用者はいないため今回、形式的に規則を廃止する。
- ・加瀬理事:介護保険の訪問リハビリとは違った、別のニーズに応える方向はなかったか。
- ・服部課長:高齢者総合センターの2名の作業療法士により、地域リハビリとは別の観点で有償在宅サービス利用者のニーズを充足することは行っている。
- ・加瀬理事:それは基本サービスの中に盛り込んで、料金は取らないということか。
- ・服部課長:福祉公社内にいる作業療法士という社会資源を使うということだ。
- ・加瀬理事:作業療法士の訪問は、ソーシャルワーカーや看護師の仕事の範囲で行うという位置づけか。
- ・服部課長:ソーシャルワーカー、看護師、ご利用者、医師といったものを調整しつつ社会資源につないでいくという仲介機能だ。
- ・加瀬理事:それでは、利用者の方は「言った者勝ち」になるので、きちんと対応を分けておくべきでは。
- ・服部課長:実態は、加瀬理事の言われるとおりの対応になっている。
- ・安藤理事:(1)公社には、ほかに整理すべき事業はあるのか。(2)地域リハビリテーションの視点から再度整理し直すということはあるのか。
- ・服部課長:1について、住民参加型在宅サービスの協力員活動の位置づけが、曖昧になっている。
- ・会田理事長:2について、地域リハビリテーションの理念は、高齢・障害といった福祉の範囲にとどまらず、子ども、教育、社会生活、結婚生活ということまで含む広範囲の課題を地域で解決しようというものとご理解いただきたい。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第4 議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社機能回復訓練事業在宅訪問ケア実施規則を廃止する規則」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第5. 議案第8号「財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則の一部を改正する規則」

第6. 議案第9号「財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則」

第7. 議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社成年後見事業実施規則」

- ・議案第8号、議案第9号及び議案第10号については一括して審議することとなった。
- ・議案第8号「財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則の一部を改正する規則」、議案第9号「財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則」及び議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社成年後見事業実施規則」について、配布資料に基づき事務局長及び在宅サービス課長が説明をし、その後逐次質疑に入った。
- ・安達理事:(1)「家事援助等給付事業実施規則」第8条第1項の規定が、別表との関係でおかしいのでは。(2)同条第2項後段の規定の意味が分かりにくい。
- ・服部課長:1について、第8条中に「第5条」とあるのは、正しくは「第5条第1項」なので訂正する。2について、リバースモーゲージの利用者は、利用料金が自動的に貸し付け扱いとなることを規定している。
- ・安達理事:別表(3)に補足説明が必要ではないか。
- ・服部課長:補足説明を加えたい。
- ・安達理事:「成年後見事業実施規則」の目的を規定した第1条と事業内容を規定した第2条とが、内容的に一致しないのでは。

- ・服部課長:第1条は、公社が成年後見事業を行うことにより、本人(被後見人等)の福祉の増進を図ることを目的とすると規定しており、第2条は、後見人等の事務がすでに法定されているので、それを単に列挙している。
- ・会田理事長:依拠する法律名等を補筆することで、内容の明確化を図りたい。
- ・安田監事:第1条の規定の仕方。第2条に主語がないこと。第4条第1項及び第2項の主語述語の関係に整合性がないこと。第10条に「財産」の語句が重複していること。の4か所に条文の形式的な誤りがある。
- ・会田理事長:理事会の承認が頂ければ、ご指摘のとおり改めたい。
- ・安達理事:修正については、理事長一任でお願いしたい。
- ・大野理事:第5条第5号は、対象者を市民に限定するものか。
- ・服部課長:基本的には、市民が対象と考えているが、理事長が特に認めた場合は、そのつど考えたい。
- ・大野理事:受け入れ可否の判断基準を設ける必要があるのではないか。
- ・加瀬理事:(1)武蔵野市民が対象と明記すべきでは。(2)「市長」の表記は、「武蔵野市長」とすべきでは。
- ・服部課長:2について、「武蔵野市長」としたい。
- ・大野理事:1について、福祉公社は、今後ますます家庭裁判所から後見人候補になることを求められることが予想され、他市の住民についても求められる可能性はある。
- ・会田理事長:今回は、とりあえず「武蔵野市民」とは明記しない形でおき、状況を見ながら必要に応じた改正をしたい。
- ・加瀬理事:「家事援助等給付事業実施規則」別表(1)の内容欄の「身上配慮サービス」の表記が、誤解を生むのでは。
- ・会田理事長:安達理事と加瀬理事からご指摘いただいた3点については、ご指摘を踏まえて修正したい。
- ・他に質問等はなく、理事長より日程第5 議案第8号「財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則の一部を改正する規則」、日程第6 議案第9号「財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則」及び日程第7 議案第10号「財団法人武蔵野市福祉公社成年後見事業実施規則」の承認を諮り、全員一致でこれを可決した。

第8. 報告事項「福祉公社事務所移転の方針について」及び「公益法人制度改革移行手続の日程について」について、配布資料に基づき事務局長が報告をし、会田理事長より福祉公社の30周年行事について補足説明があった後、逐次質疑に入った。

- ・安達理事:新社屋検討委員会の結論はいつまでに出すのか。
- ・河中事務局長:1月中には一定の結論を出し、2月中に理事会、評議員会に提示したい。
- ・会田理事長:検討委員会は実務者レベルと部課長レベルの2層構造を想定している。正式な発足は今年の1月6日だが、その約1年前から幹部クラスでの検討は始めていた。民間の事業所に依頼し、自己資金と同時に一定のファイナンスを設定して、福祉公社と社協とが一体で家賃を支払う形を考えている。
- ・加瀬理事:新社屋への移転、公益法人化、30周年行事という3つのプロジェクトを22年度中に進めるのは大変で、どれかに瑕疵は出ないのか。
- ・河中事務局長:ファイナンスのあり方については、第三者の専門家のアドバイスを受けながら進めている。
- ・会田理事長:周年行事については、その規模や実施時期などを工夫する。公益法人化については福祉

公社全体ではなく、本部職員が分担して進めることになる。移転問題についても、ある程度の確認をしておき、2月を目途に理事会、評議員会で組織として機関決定をしていただきたいと考えている。

第9. 協議事項「『寄附行為第29条『諸規定』の範囲について』の取扱いについて」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・安田監事：(3)(4)のグループに入るものは細則や要綱にして、理事会の議決事項とならないことがわかる形にしてもらいたい。また、(2)グループの10番については、「規程」とあるが「規則」の誤りである。
  - ・会田理事長：細則や要綱の形、規則と規程の使い分けについては、内部で再検討したい。
  - ・五十嵐監事：理事会の議決が必要なものと理事長決裁で済むものを細則などで定めてはどうか。
  - ・会田理事長：(3)(4)のグループに入るものを一団のものとして、理事会に議案として提示し、理事会から理事長が委任されたという形を取りたい。
  - ・安達理事：22番の「居宅介護支援に関する実施規則」は、理事会の議決事項ではないか。
  - ・会田理事長：介護保険の関係なので、ご指摘どおり(1)のグループに戻したい。
- ・他に質問等はなく、理事長より議事が全て終了した旨を告げ、理事会を閉会した。

閉会：午後4時20分